

# 社会教育主事・社会教育士に関する参考資料

## 社会教育主事の職務と期待される役割

- 社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員**であり、  
地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。  
【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。  
社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の管轄の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、  
必要な助言を行うことができる。

### ＜具体的な職務の例＞

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

### 期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助すること。  
○「学びのオーガナイザー」（※）として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」  
(平成30年12月 中央教育審議会答申) より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。  
「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」  
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理) より

### 必要な資質・能力

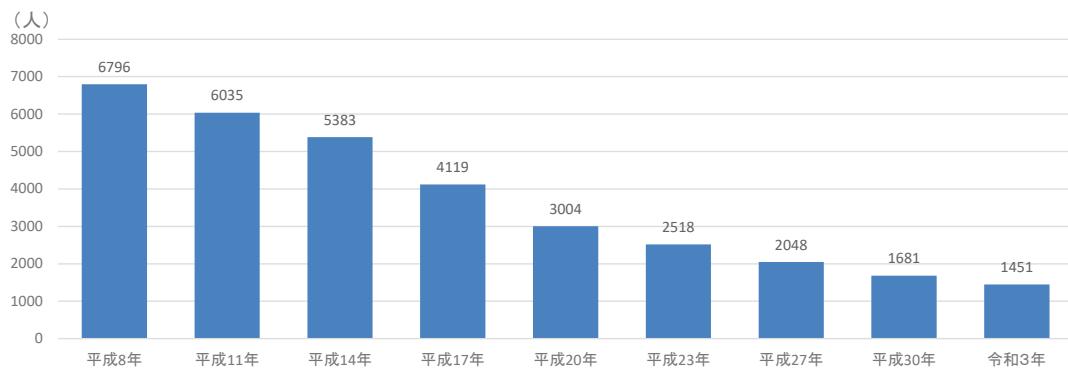
- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
- 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**

〈養成カリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉  
○生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識  
○地域課題や学習課題の把握・分析能力  
○社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力  
○多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力  
○学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力  
○地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

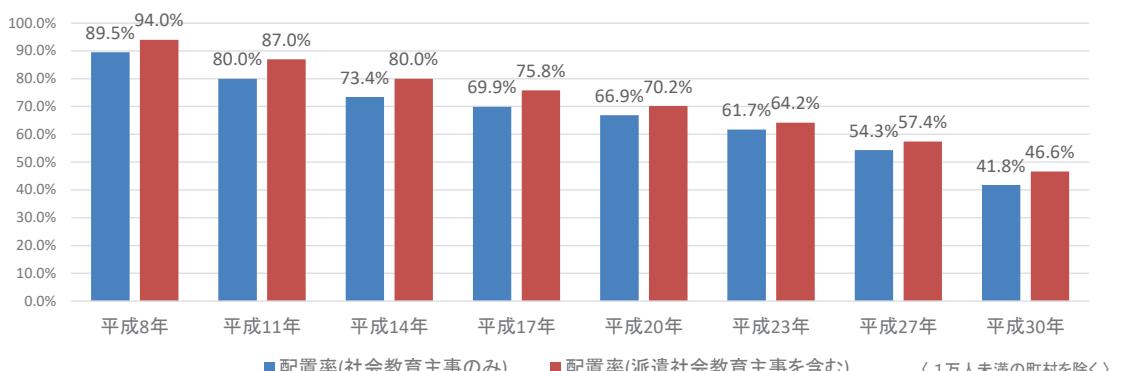
「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」  
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会) より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**  
**(平成30年文部科学省令第5号)**、令和2年4月1日施行

## 都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



## 市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



## ▶ 29.8 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

### ポイント

社会教育主事が、

- ▶ **多様な主体と連携・協働し**
- ▶ **学習者の多様な特性に応じて学習支援**を行い
- ▶ 学習者の**地域社会への参画意欲を喚起**して
- ▶ 学習成果を**地域課題解決・まちづくり等につなげていく**ことができる**実践的な能力を身に付ける**ことができるよう、カリキュラムを構築

特に、以下の能力が**重要**であり、その基礎の習得が図られるよう留意

- ▶ 人と人、組織と組織をつなぐ  
**「コーディネート能力」**
- ▶ 人々の納得を引き出す  
**「プレゼンテーション能力」**
- ▶ 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す  
**「ファシリテーション能力」**

### 社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として、広く社会教育関係者に認識。
- **社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点からは、社会教育活動に携わる上で社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用**され、社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。

# 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について (2020年4月施行)

## 改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目的改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することとする。

## 改正の概要

### 1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2

→

科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

＜計8単位＞

### 2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するため求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4 選択 必修
社会教育実習	8
社会教育課題研究	1

→

科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3 選択 必修
社会教育実習 社会教育課題研究	1

＜計24単位＞

### 3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項、第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することとする。

## 施行期日等

- この省令は、2020年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

# 「社会教育士」の称号付与 (趣旨及び役割等)



## 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るために、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとした。

## 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



## 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。  
第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

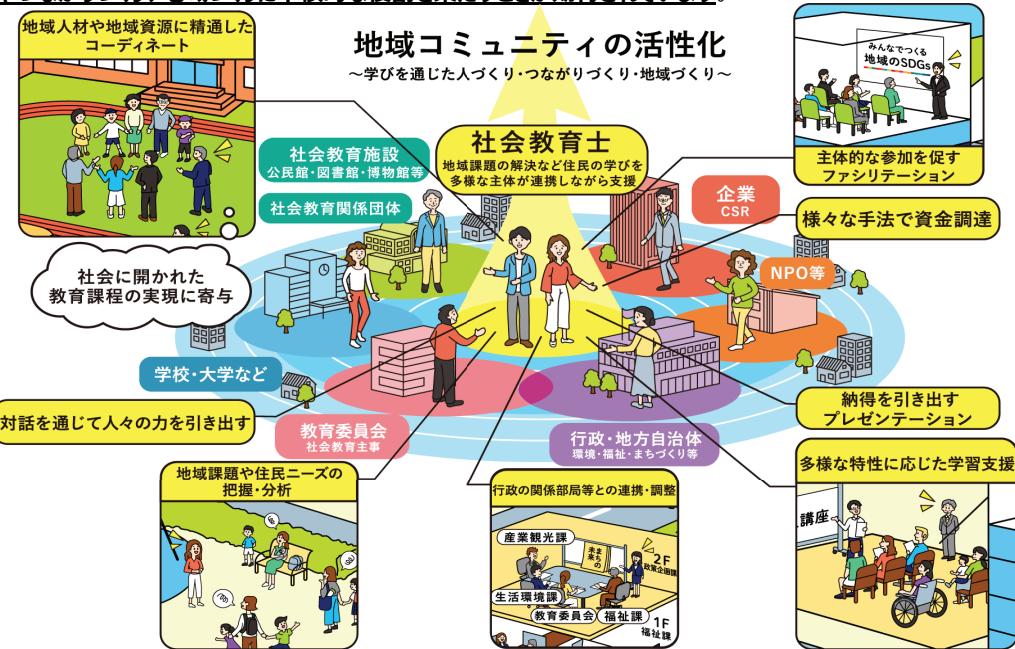
## これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	計
(内訳) 主事講習	492人	1,414人	1,906人
(内訳) 養成課程	214人	336人	550人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,456人

## 「社会教育士」について②

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようになりますため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



## 社会教育士に関する記述のある方針・議論のまとめ等



### ●デジタル田園都市国家構想基本方針～抜粋～令和4年6月7日閣議決定

#### 社会教育を基盤とした地域活性化

- 社会教育主事などの**社会教育人材のICT活用スキルを向上させ**、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進するとともに、**社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進する**。

### ●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月26日中央教育審議会

#### 9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について～抜粋～

##### (3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 教師、事務職員等が**社会教育士の称号を取得し**、**地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うこと**や、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。

### ●コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ

令和4年3月14日コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

#### 第4章 コミュニティ・スクール推進のための方策～抜粋～

##### 地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う**地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される**。

### ●障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ

(令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

#### (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策

##### ③社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

- **社会教育主事講習や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させるなどして、関連領域の担い手を育成することも重要である。**

# 社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第一次集計値）

## <アンケートの概要>

- ・期間 令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者 R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先 社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) \* R2、R3年度実施機関  
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数 781人

(単位:人)

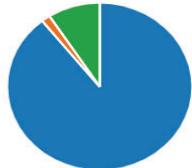
## 1. 修了年度

● 令和2年度	178
● 令和3年度	600



## 2. 資格取得方法

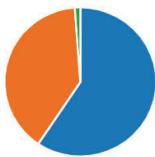
● 社会教育主事講習(4科目8単位)	696
● 大学養成課程(6科目24単位)	12
● 令和元年度以前に大学の養成課程で任用資格を取得し、令和2年度以降に新たに社会教育主事講習を受講	71



## 3. 性別

男性は59.4%、女性は39.5%である。

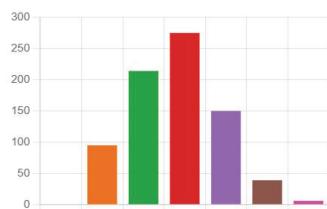
● 男性	459
● 女性	305
● 回答しない	9



## 4. 年齢

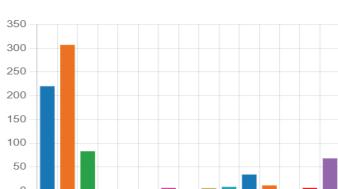
40代が35.3%と最も多く、次いで30代(27.5%)、50代(19.3%)の順に多い。

● 10代	0
● 20代	95
● 30代	214
● 40代	275
● 50代	150
● 60代	39
● 70代以上	6



## 5. 職業(受講時)

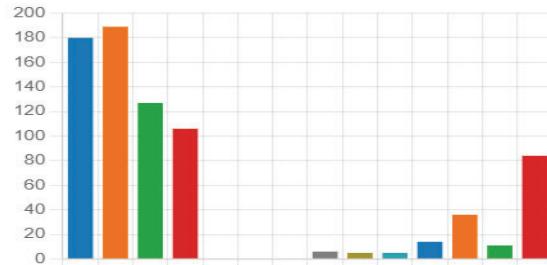
● 教職員	220
● 教育委員会職員	307
● 教育委員会以外の行政職員	83
● NPO法人職員(福祉関係)	2
● NPO法人職員(防災関係)	0
● NPO法人職員(観光関係)	0
● NPO法人職員(まちづくり関係)	6
● NPO法人職員(教育関係)	3
● NPO法人職員(その他)	5
● 独立行政法人職員	8
● 一般企業職員	34
● 学生(教育学部・研究科)	11
● 学生(その他)	1
● 無職	6
● その他	68



## 6. 職業(現在)

● 教職員	180
● 教育委員会の社会教育主事(免令あり)	189
● 教育委員会職員(社会教育主事の免令なし)	127
● 教育委員会以外の行政職員	106
● NPO法人職員(福祉関係)	0
● NPO法人職員(防災関係)	0
● NPO法人職員(観光関係)	0
● NPO法人職員(まちづくり関係)	6
● NPO法人職員(教育関係)	5
● NPO法人職員(その他)	5
● 独立行政法人職員	14
● 一般企業職員	36
● 無職	11
● その他	84

・受講者の約1／4にあたる189名の方が社会教育主事に従事している。  
・また、教育委員会以外の行政職が増えている。



## 7. 社会教育主事として活動していますか。

● はい  
● いいえ

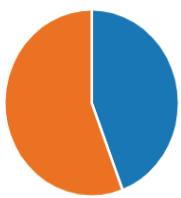
254  
524



## 8. 社会教育士の称号を活かした活動をしていますか。

● はい  
● いいえ

341  
430

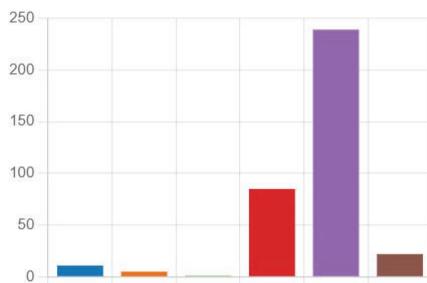


・社会教育主事として活動している人の割合は回答者全体の32.6%、  
・社会教育士の称号を活かした活動をしている人の割合は44.2%である。

## 9. 8. で「はい」と回答した場合は、どのような分野で活動していますか。

● 福祉  
● 防災  
● 観光  
● まちづくり  
● 教育  
● その他

11  
5  
1  
85  
239  
22



社会教育士の称号を活かした活動をしている人は、「教育」の分野が最も多く、  
次いで「まちづくり」の分野となっている。

## 10. 「社会教育士」の称号を取得したことに対するあなたの評価として一番近いものを選択し、 その理由も教えてください。

● とてもよかったです  
● よかったです  
● どちらでもない  
● あまりよくなかった  
● よくなかったです

276  
301  
183  
4  
2



「とてもよかったです」「よかったです」と回答した人の割合は、回答者全体の75.3%である。

## 11. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取得した後、資格等の保有者とのネットワークがほしいという希望はありますか。

● はい  
● いいえ

575  
193



## 12. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取得した後、継続学習の機会がほしいという希望はありますか。

● はい  
● いいえ

575  
196



ネットワークや継続学習の機会がほしいという人の割合は、いずれも約75%となっている。

# 社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第二次集計）



## 1. アンケートの概要

- ・期間：令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者：R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先：社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) \* R2、R3年度実施機関  
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数：781人／1,864人 中

## 2. アンケートの結果（記述式回答：主な回答のみ）

### ①社会教育士の称号を取得したことに対する評価について

#### ○「とてもよかったです、よかったです」と回答した方(75. 3%)

- ・社会教育の知識や必要性を再確認できた。
- ・受講者と新しいネットワークができた。
- ・学校だけでなく地域など社会全体を意識して、社会活動をするようになった。

#### ○「どちらでもない」と回答した方(23. 9%)

- ・現在、社会教育主事として活動しているため。
- ・社会教育主事・社会教育士の認知度が低い。
- ・活用できる場を見出せない。

#### ○「あまりよくなかった、よくなかった」と回答した方(0. 8%)

- ・自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
- ・派遣元の学校に社会教育の理解が低く、講習参加により、わだかまりができた

# 社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第二次集計）



## 1. アンケートの概要

- ・期間：令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者：R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先：社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) \* R2、R3年度実施機関  
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数：781人／1,864人 中

## 2. アンケートの結果（記述式回答：主な回答のみ）

### ①社会教育士の称号を取得したことに対する評価について

#### ○「とてもよかったです、よかったです」と回答した方(75. 3%)

- ・社会教育の知識や必要性を再確認できた。
- ・受講者と新しいネットワークができた。
- ・学校だけでなく地域など社会全体を意識して、社会活動をするようになった。

#### ○「どちらでもない」と回答した方(23. 9%)

- ・現在、社会教育主事として活動しているため。
- ・社会教育主事・社会教育士の認知度が低い。
- ・活用できる場を見出せない。

#### ○「あまりよくなかった、よくなかった」と回答した方(0. 8%)

- ・自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
- ・派遣元の学校に社会教育の理解が低く、講習参加により、わだかまりができた

## ②今後、資格等をどのように活用したいか

- 地域と学校、家庭との連携など、つながりづくりに活かしたい。
- 地域の課題解決やまちづくりに役立てたい。
- 現在の仕事に活かしたい。

## ③資格等を活用していない要因は何か

(活用していない 55.8%)

- 現在の職業と併用することが困難。
- 資格の認知度が低い。
- 活動する場がない。

## ④講習修了者同士のネットワークに期待するものは何か

(ネットワークの希望者 75%)

- 新しい情報や活動した実績などの情報共有ができる。
- 社会教育士としての活動できる場所や職務等の情報提供。
- 様々なことを相談できる交流の場がほしい。

## ⑤継続学習をしたい内容について

(継続学習の希望者 75%)

- ・最新の情報を習得できる講習会の参加(継続的な学びの場)
- ・社会教育の実践事例や取組等の紹介
- ・社会教育士の活用方策について

## ⑥その他、社会教育士等への意見について

### ○社会教育士について

- ・地域や社会はもちろん、学校現場等への認知度をあげてほしい。
- ・社会教育主事の配置を充実させてほしい。
- ・活躍できる場を提供してほしい。
- ・キャリアパスを示してほしい。
- ・社会教育士のメリットがわからない。

### ○社会教育主事講習について

- ・講習終了後に証明書やバッヂなど身分を証明するものがほしい。
- ・オンライン講座はありがたい。
- ・社会教育主事講習の必須化

### ○その他

- ・講習修了者に対する処遇改善をお願いしたい。
- ・活動実績に応じたポイント(レベルアップ)化の導入をお願いしたい。
- ・学校管理職の講習への参加を努力義務化してほしい。
- ・制度がよりよいものとなるように予算の獲得や進捗状況等のアウトプットが必要である。

# コミュニティ・スクールに関する参考資料

## コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の内訳（令和3年度調査結果）

	コミュニティ・スクール			地域学校協働本部		
	導入校数	導入率	増加校数 (前年度比)	整備校数	整備率	増加校数 (前年度比)
幼稚園	276	9.8%	39	553	19.5%	53
小学校	7,051	37.5%	1,167	12,570	66.9%	793
中学校	3,339	36.5%	618	5,625	61.5%	419
義務教育学校	95	66.0%	19	101	70.1%	18
高等学校	805	22.9%	137	435	12.4%	49
中等教育学校	4	11.8%	1	2	5.9%	0
特別支援学校	286	26.0%	87	185	16.8%	9
合計	11,856	33.3%	2,068	19,471	54.7%	1,341

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。

※ 学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

※ 文部科学省コミュニケーション・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況－学校数－

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 11,856校 (令和3年5月1日現在)

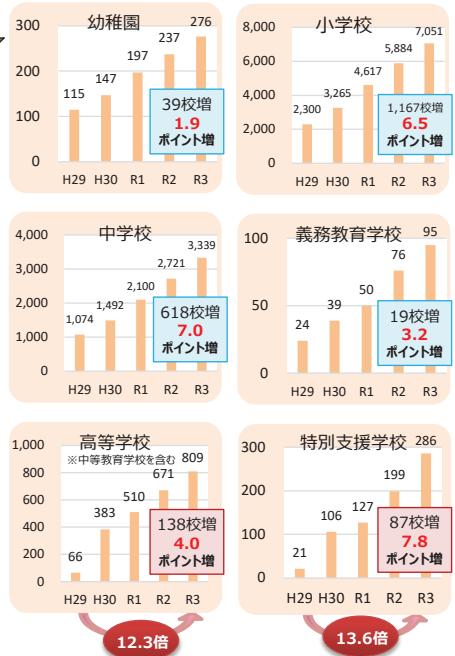
(幼稚園276、小学校7,051、中学校3,339、義務教育学校95、高等学校805、中等教育学校4、特別支援学校286)

全国の学校のうち、33.3%がコミュニティ・スクールを導入



※沖縄県は地図を拡大しています。

校種別設置状況



コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※	…
50%以上	●
30%以上	●
10%以上	●
10%未満	●
設置なし	○

※母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

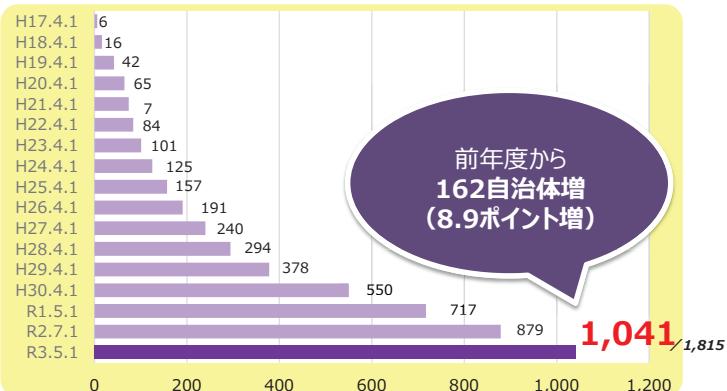
## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況－自治体数－

コミュニティ・スクールを導入している自治体数

46都道府県内 1,041自治体 (令和3年5月1日現在)

(32道府県、998市区町村、11学校組合)

全国の自治体※のうち、57.4%がコミュニティ・スクールを導入



コミュニティ・スクールを導入している自治体の割合

【設置率】※	…
80%以上	●
50%以上	●
20%以上	●
20%未満	●
設置なし	○

※自治体とは、公立学校設置者のこと。

※母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

## 地域学校協働本部の整備状況 ー学校数ー

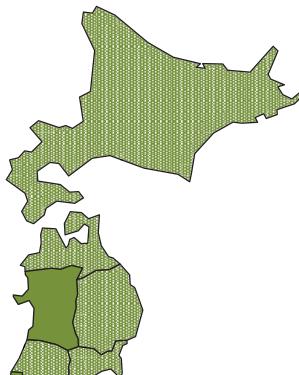
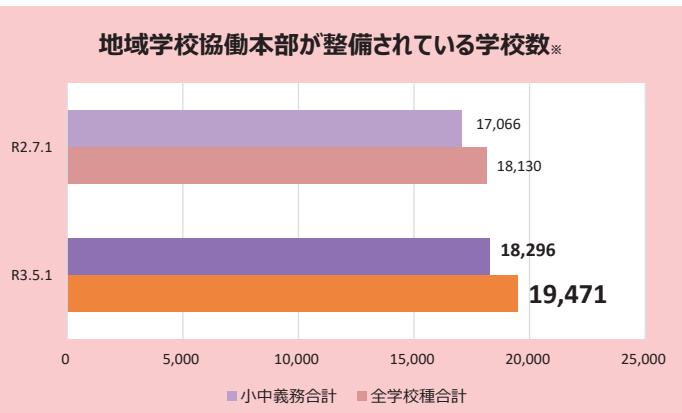
地域学校協働本部が整備されている公立学校数

46都道府県内 19,471校 (令和3年5月1日時点)

(幼稚園553、小学校12,570、中学校5,625、義務教育学校101、高等学校435、中等教育学校2、特別支援学校185)

全国の公立学校のうち、54.7%が地域学校協働本部にカバーされている

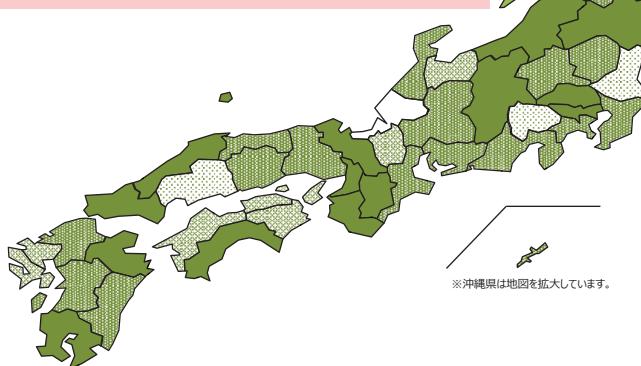
地域学校協働本部が整備されている学校数※



地域学校協働本部が整備されている学校の割合

【整備率】※

- 60%以上
- 40%以上
- 20%以上
- 20%未満
- 設置なし



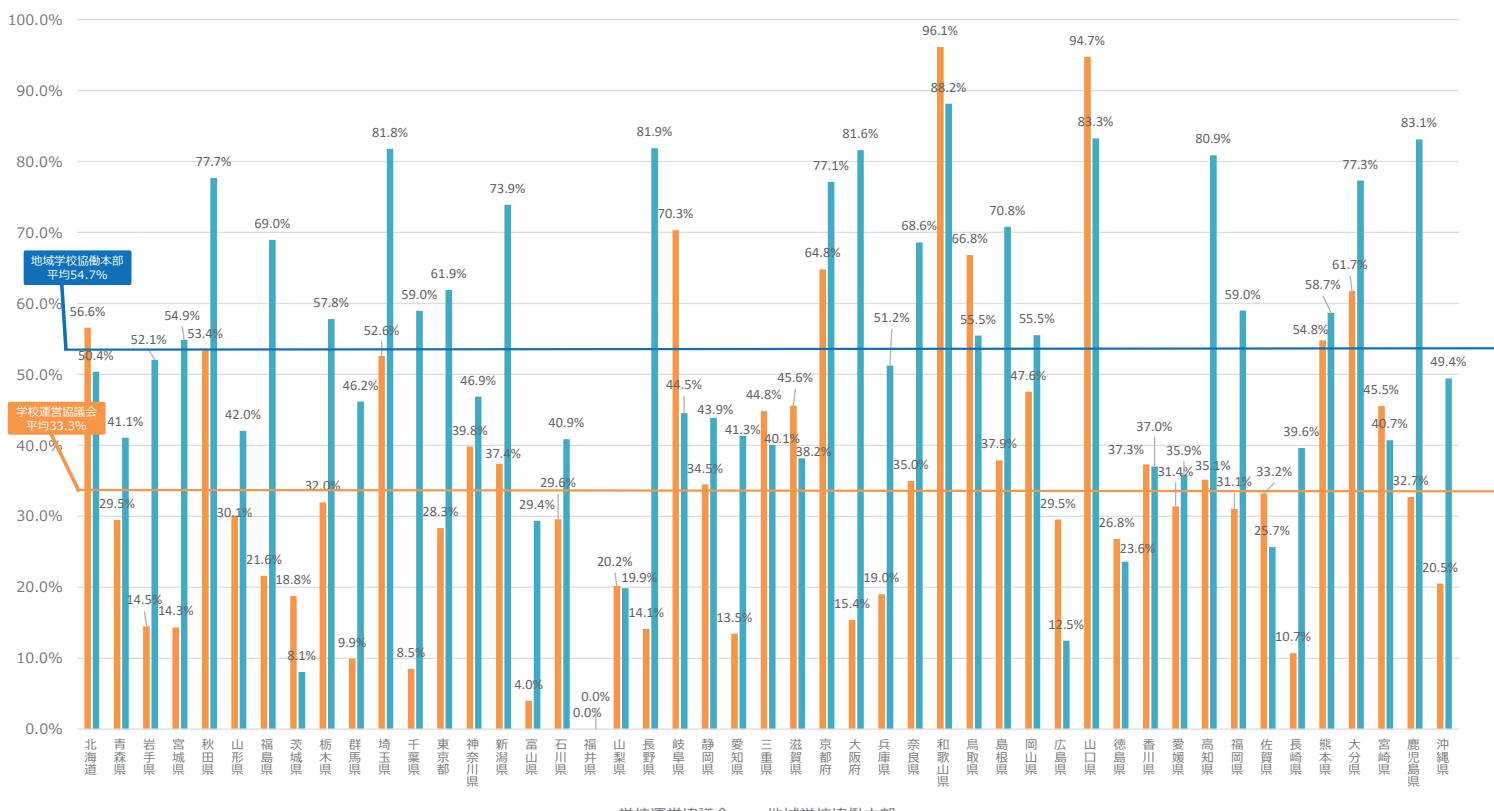
※ 母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から回答があった学校数。

※ ここでいう地域学校協働本部とは、国庫補助による活動か否かを問わない。

※ 「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議室や事務室があるものではない。

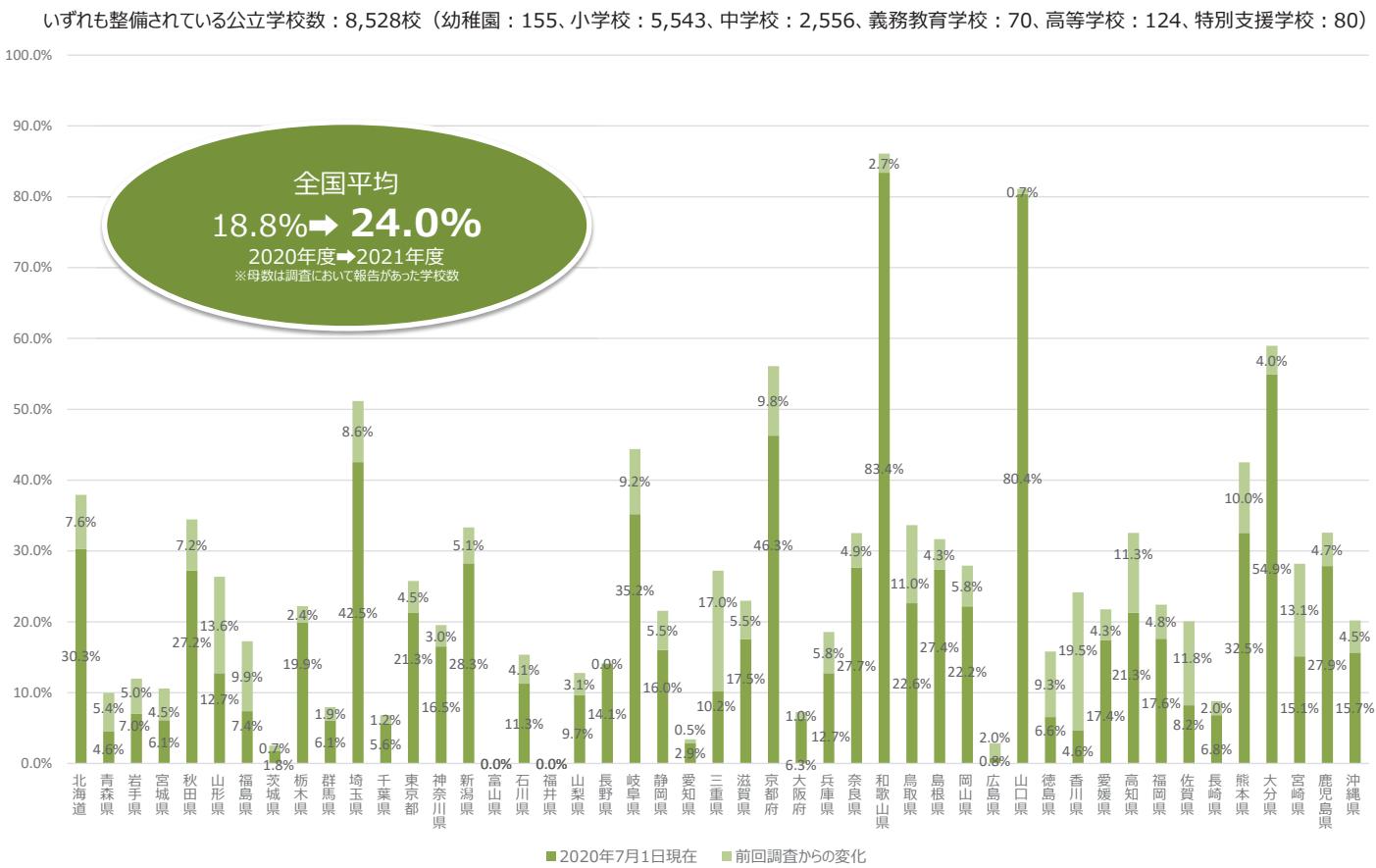
## コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別・全学校種）

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：11,856校（幼稚園：276、小学校：7,051、中学校：3,339、義務教育学校：95、高等学校：805、中等教育学校：4、特別支援学校：286）  
地域学校協働本部が整備されている公立学校数：19,471校（幼稚園：553、小学校：12,570、中学校：5,625、義務教育学校：101、高等学校：435、中等教育学校：2、特別支援学校：185）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

## コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方の機能が備わっている学校の割合（都道府県別・全学校種）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクールではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。

※ 単位未満を四捨五入しているため、2ヶ年の積み上げの合計と内訳の合計とは一致しない場合がある。

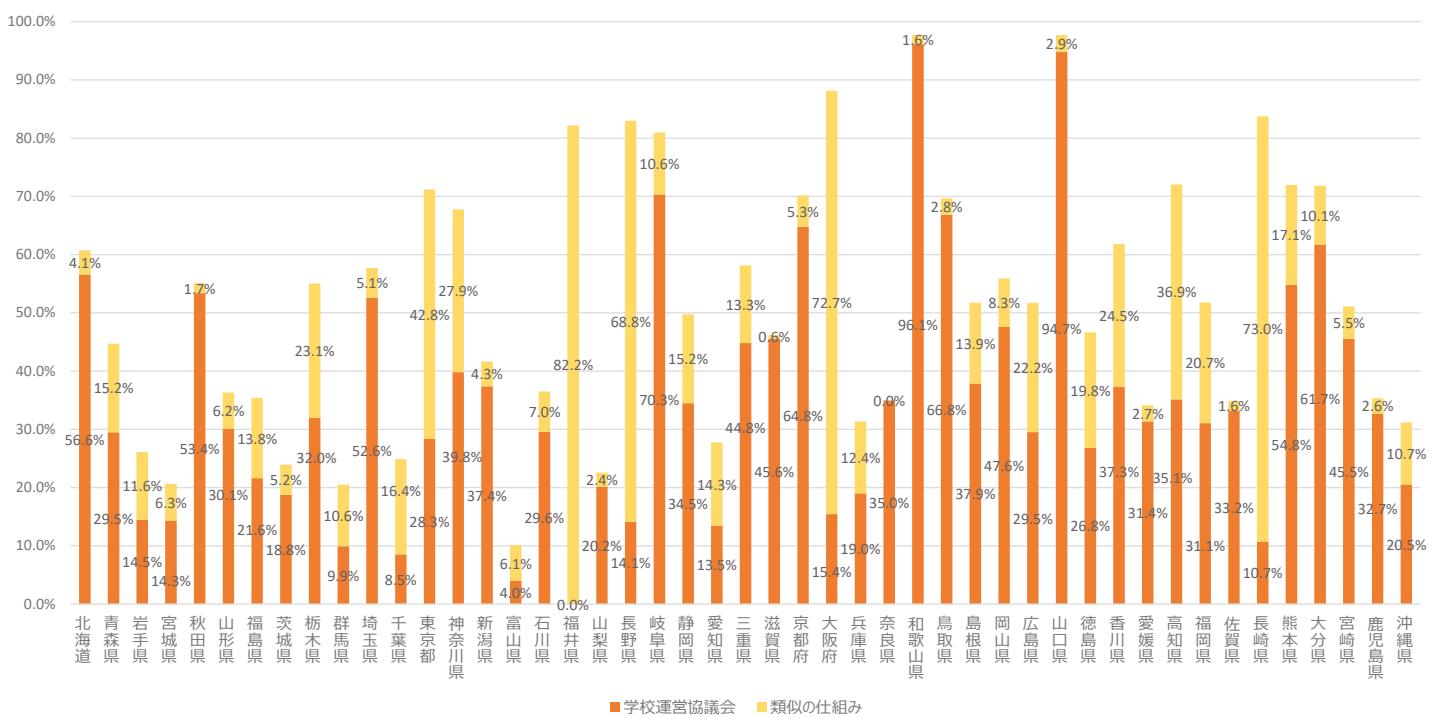
※ 文部科学省コミュニケーションスクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

## 学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況

学校運営協議会を設置している公立学校数：11,856校（幼稚園：276、小学校：7,051、中学校：3,339、義務教育学校：95、高等学校：805、中等教育学校：4、特別支援学校：286）  
いわゆる『類似の仕組み』を設置している公立学校数：6,859校（幼稚園：431、小学校：3,919、中学校：1,869、義務教育学校：16、高等学校：486、中等教育学校：7、特別支援学校：131）

いわゆる『類似の仕組み』の定義  
(調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。



※ 文部科学省コミュニケーションスクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

# コミュニティ・スクールを基盤にして「社会に開かれた教育課程」を実現している取組事例

## コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島小中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。

学校・地域連携カリキュラムで児童生徒に身に付けさせたい資質能力を学校運営協議会、保護者懇談会、学校だよりや“コミスク通信”等で共有する。

学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。



地域のSWOT分析の様子 生徒がカリキュラム編成に参加

【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】  
 ○委員数：14名 ○年間開催日数：5回（教職員も含む） (+ 参観日等案内)  
 ○構成員：  
 市内会長1、婦人会長1、主任児童委員1、社会福祉協議会会長1、公民館長1、教職員5、保育園長1、小中PTA会長2、萩市役所大島出張所長1（令和元年度実績）

9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。

「萩大島ふるさと創造科」全体構成図  
 ふるさと未来を創る人材を育てる  
 学校教育目標：「ふるさと大島」に誇りをもち、志を抱いてたくましく生きる児童生徒の育成



伝承チームが作成したPRポスター

## ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト～

### 【身につける力】主体性・闇わる力・粘り強さ



### 平成30年度に作成を始めた「学校・地域連携カリキュラム」。

日頃の授業や行事において、地域との連携を図ってきた学習内容や地域の方々と共に学ぶことが、児童生徒にとってより大きな教育効果に繋がる学習内容を、児童生徒、教職員、保護者や地域の方々で一覧表に整理して、実践を重ねています。

- 例1) 道徳の授業に地域住民が参加し、児童生徒と共に考え、議論する学習
- 例2) 中学校の技術・家庭科（技術科）の物づくりの授業で、地域の建築士が講師として指導

## 考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール（児童生徒の姿）を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動（志）を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

## コミュニティ・スクールが生徒指導上の成果につながった事例（福岡県春日市）

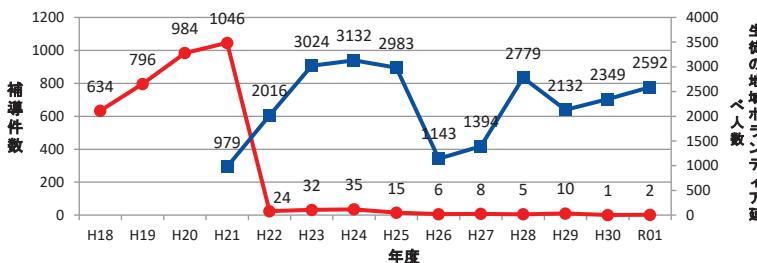
### 春日市の取組概要・経緯

- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入(18校中3校)、以降学校の自主性を尊重し、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ 学校・家庭・地域の三者の双方による関係構築による「共育」を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため自治会改革を実施し、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の学校への権限委譲や学校の業務負担軽減（研究指定の休止等）にも着手。

### 春日西中学校の取組概要・経緯

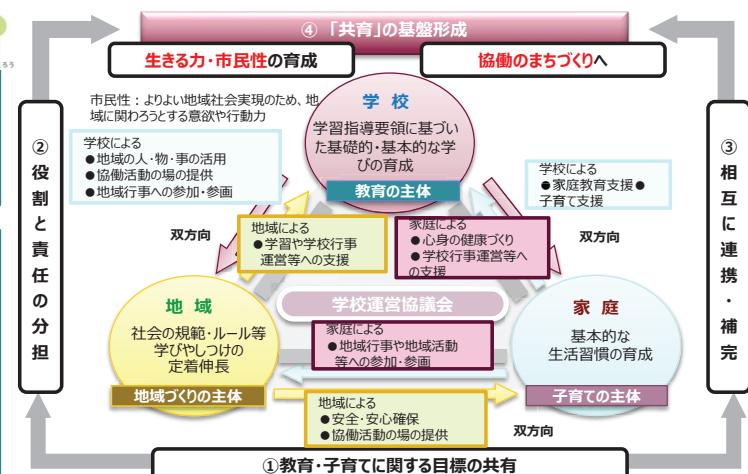
- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦労する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くはない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づきコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、学校の困りごと等を包み隠さず話し、「どういった学校・生徒にしたいか、そのためにはどの様にいけばよいか等」、議論を重ねた。
- ◆ 地域の側も、率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として補導件数は激減。
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を發揮できる場面を創出したことにより、子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与したことも影響。

### 生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



### コミュニティ・スクールの成果

- ◆ 学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ
  - ・学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
  - ・夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
  - ・教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立



### 卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動してみたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」  
 (地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動) [H29地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より]

### 生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」(地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽)  
 「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのこと気にづけがついた」(相手を思いやる心、気づき力の伸長)

### 地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」  
 (地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまなざし)

### ◆ 子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった

- ・補導件数の激減、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
- ・生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
- ・安全、安心なまちづくり

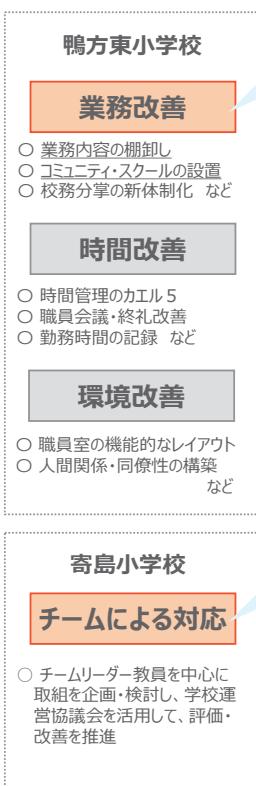
# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による学校の働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

## 方針・目標の設定

## 取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

## 働き方改革への効果



### ① 業務内容の棚卸し

► **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることができ**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討  
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

### ② 教育活動の再整理・再認識

► 熟議の過程で、**教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更  
充実：教員チームによる地域の危険個所等のバトルールを強化

### ③ 地域と連携・協働した活動の実践

► **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に 対して地域の立場からサポート  
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの**。より積極的な改善も可能となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほんなかつた」（校長）

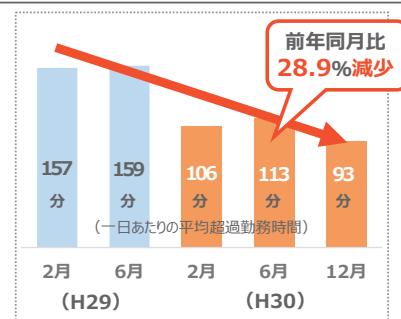
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方にに関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があつた	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができる	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少

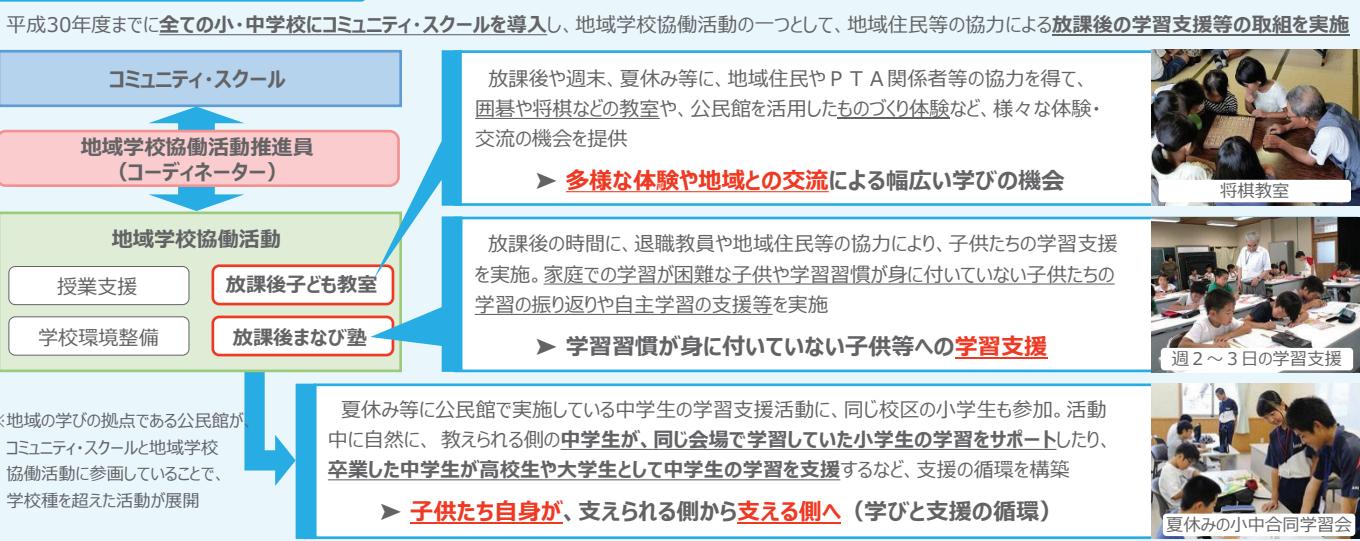


（鴨方東小学校資料より作成）

## 地域学校協働活動における放課後の学習支援等の事例（愛媛県新居浜市）

愛媛県新居浜市では、多様な体験・交流活動である「放課後子ども教室」に加え、**退職教員や地域住民等の協力**により、**学習習慣が身に付いていない子供や学習塾に通っていない子供たち等に、学習のつまづきの振り返りや自主学習の支援等を行う「放課後まなび塾」を実施**

### 取組概要（泉川小・中学校の例）



### 成 果

（保護者） Q : まなび塾が <b>子供の学力向上につながっている</b> と思うか？ A : 「思う」「かなり思う」と回答した割合 68%	「学習意欲が上がり、 <b>自主的に勉強</b> するようになった」 「コロナ禍で授業の進みが早く、ついていけない時期もあったが、まなび塾でサポートしてもらつたおかげで <b>理解も進み、勉強が楽しくなった</b> と笑顔で教えてくれた」
（児童） Q : まなび塾に参加して <b>学校の勉強がよくわかるようになった</b> か？ A : 「思う」「かなり思う」と回答した割合 80%	「友達と一緒になので、 <b>わからない問題の教え合い</b> ができるよかった」 「丁寧に教えてもらったことで <b>苦手なところがなくなってきた</b> 」
（学校） 「授業でわからなかった部分を改めて指導してもらうことで、理解が深まって勉強が楽しくなり、 <b>授業にも集中して取り組めるので、学校としても非常に助かっている</b> 」（校長）	（R.2 新居浜市教委アンケート調査等より抜粋）

# 特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

## 背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない

- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、地域と一体となった防災体制の構築に向けて、「防災に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

## 工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、関係機関職員や自治体職員など防災の専門家を任命
- ◆ 学校運営協議会の承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加することで、  
学校運営協議会を活用して、関係者が学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有



## 特徴的な活動

- ◆ 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施



## 関係者の声

- (学校) 「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」  
(地域) 「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」  
(生徒) 「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

### ◆ C S導入状況（県立高校）

H28: 2校 → H29: 50校(100%)

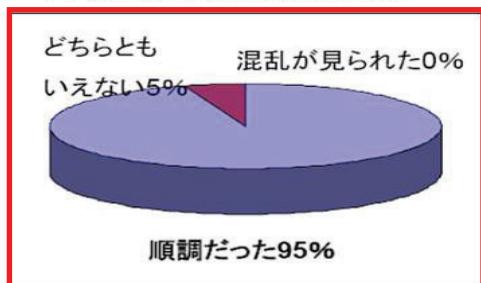
### ◆ 避難所指定の協定締結数

40校 (R2年8月時点)

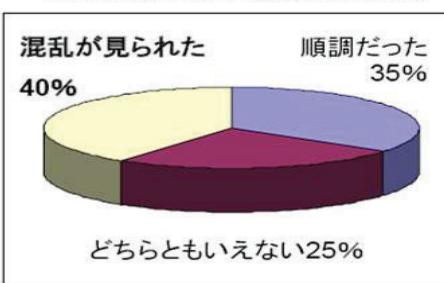
## 地域学校協働本部等の震災時の様子

### ◆ 東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。（校長）（宮城県）

（学校支援地域本部設置20校）



（学校支援地域本部未設置20校）



（東日本大震災後の宮城県内の中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ）

### ◆ 平成28年熊本地震における地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による被災後の効果

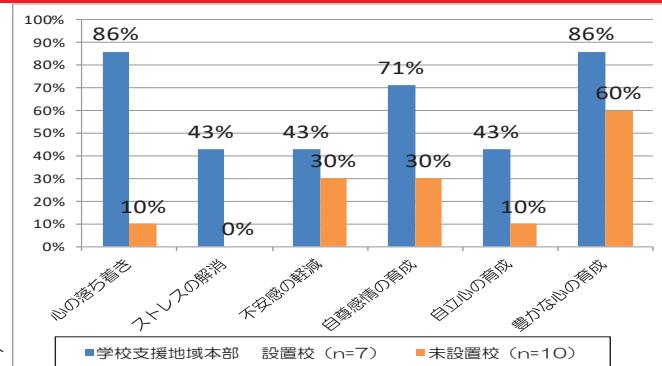
- 平成28年熊本地震時においても、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。

（熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ）

- 学校支援地域本部の設置校では、未設置校と比べて、地震後に地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施し、子供たちの行動面に与える効果が高かった。

※ 地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施して、各学校で見受けられた子供たちの行動面に与える効果について「大変効果が得られた・ある程度効果が得られた」と回答した学校の割合（地震後1年半を経過した時点）

（熊本地震後で震央となった益城町と周辺6町村の小中学校18校へのアンケート調査：文部科学省調べ）



# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（岩手県大槌町）

## 小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

- 教育環境の復興
  - 安心して学べる新しい学校の建設
  - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
  - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



- ・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年で設置。
- ・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
  - ・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
- ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
  - ・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
  - ・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



## 大槌町コミュニティ・スクール協議会

### 評価・検証委員会

報告

大槌学園  
学校運営協議会

報告

報告

吉里吉里学園  
学校運営協議会

### 学校・家庭・地域住民 (NPO含む)

子供支援部会

地域学校協働部会

地域学校安全部会

※ 部会ごとに年3回以上の話し合いを持つ。

委員会名 部会名	主な活動内容(協議内容)	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長・副会長、教育委員、各校長、各部会長、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（東京都杉並区）

## コーディネーターを軸として、学校・地域・保護者が一体となった学校支援（杉並区立杉並第一小学校）

### 活動概要・目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉一」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

### 活動における工夫・ポイント

#### コーディネーターが中心となり各活動を推進

- 「朝先生」…授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、担任と協力しつつ、計算チャレンジや百人一首等の学習支援活動を実施。

- 「すぎっ子くらぶ」…放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは地域の住民で授業中の様子などを把握できるようスタッフと先生とのコミュニケーションを密にしている。

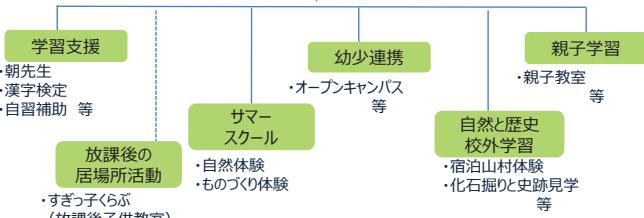
### 活動における成果

- 「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた。
- 「朝先生」について、児童からは「色々なことを教えてくれる」「いてくれて安心する」という声が聞かれ、教員からは「落ち着いた状態で始業できる」「多面的な児童理解ができる」といった声が挙がっている。  
また、令和3年現在では活動の内容が深まり、支援活動ではなく、朝先生自身が主体性を持ち、多様な工夫をして取り組んでいる。このことが、更に教職員からの信頼を得ることにつながっている。
- 「朝先生」の力も向上しており、活動を通して「意欲」「やりがい」が増している。

### 杉並第一小学校【地域運営学校】

学校運営協議会

学校支援本部【杉一プラン】



【朝先生と  
百人一首】



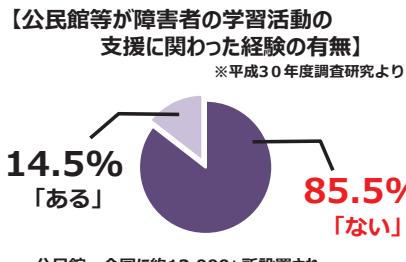
【すぎっ子くらぶ  
の様子】

# 多様な障害に対応した生涯学習の推進

## 障害者の生涯学習に関する現状と課題

### 障害者の学校卒業後の状況

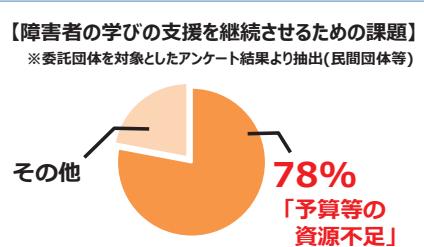
- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約2.2%  
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約0.5%に留まる  
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約92%の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、職場定着が困難な者も多い  
(就職1年後の定着率：知的障害68%、身体障害60.8%、精神障害49.3%)



### 障害者本人の意識、ニーズ

※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることを重要だと思う」 →81.1%
- 一方で…「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →71.7%
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →67.2%



【アンケート回答の一例】  
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

- 課題
- ①障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も学び続けることができる生涯学習機会が重要
  - ②障害者の学習支援の経験のある公民館等が14.5%に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
  - ③先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある

- 対応
- ・地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する
  - ・発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する

### <関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
  - ・障害福祉サービス等
- 【文化庁】
  - ・障害者芸術文化活動普及支援事業
- 【スポーツ庁】
  - ・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

## 障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—(報告)

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書をとりまとめ、平成31年3月公表。

### 学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

#### 目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

#### 取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
  - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
  - ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
  - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
  - ・「基幹相談支援センター」(福祉)や「障害者就業・生活支援センター」(労働)との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
  - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
  - ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
  - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るために、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
  - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

※ 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担、連携し、取組を推進  
※ 国においては、成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い、取組を着実に推進

## 学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

### 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、生涯学習の機会が不足している現状等が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、地方公共団体が民間団体等と連携し、発達段階や障害種に応じた生涯学習プログラムや持続可能な事業実施体制等のモデル開発を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る

令和4年度予算額  
(前年度予算額)  
134百万円  
116百万円

事業開始年度：平成30年度



生涯学習の  
機会について

ある：  
65.7%

ない：  
34.3%

※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

### 事業内容

#### 1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔111百万円〕委託事業

##### (1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築〔70百万円〕

- ➡ 都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成（10箇所）R2開始  
◆都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築する。  
◆学びの場の拡大に向けて市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等を開発・実証する。

(1)都道府県レベルのネットワーク構築 (2)(3)地域レベルの学習機会拡充

##### (2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進〔37.5百万円〕

- ➡ 市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始  
◆障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が、実績のある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラムを開発・実施し、その横展開を目指す。

※現状・課題：現在の本取組の中心は民間団体を中心である。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。



##### (3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築〔3百万円〕

- ➡ 社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始  
◆大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が、特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを大学・専門学校等が開発・実施する。

#### 2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕委託事業

- ◆障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。  
◆ロジックモデルに基づき、事業成果のアウトカムを適切に捕捉する調査として実施する。（1箇所）

成果や課題を共有

#### 3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組〔21百万円〕

- ◆施策の推進に向けて、各事業の計画等に助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化を図る。  
◆実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため、全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）を実施する。  
◆障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等の参画も得て障害理解啓発フォーラムを実施する。



◎学校卒業後の障害者が生涯を通じて学べる社会  
◎障害の有無に関わらず、共に学び、生きる共生社会

期待される成果 ◎各地域で障害者の社会参加と活躍を推進

◎地域における支援人材の増加と障害への理解を増進

目指す社会

# 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会の設置

## 背景・課題

平成31年3月にとりまとめられた学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」においては、障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要が指摘され、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信が求められている。

このことを踏まえ、社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ役割を果たす中核的人材（コーディネーター）等について、具体的な実践例や担い手の役割等を示した事例集、研修プログラムの開発等を含めた人材育成・配置の方策、育成の過程で身につけるべき専門性等について、具体的な検討を行う標記検討会を設置する。

## 主な検討事項

- (1) 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業におけるコーディネーターの役割等に関する研究成果の検証
- (2) 実践研究事業の成果を踏まえ、障害者の生涯学習プログラムの事例紹介と支援を行う際の具体的な役割を明示・発信し、役割の遂行に役立つ事例集の検討・編集
- (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材（コーディネーター等）が身につけるべき専門性、具体的な役割等の検討
- (4) 社会教育士の活用方策等を含めた人材の育成・配置の具体的指針、活用事例の検討。

## 検討会委員一覧

青山 鉄兵 文教大学人間科学部准教授  
 大森 梓 NPO障害児・者の学びを保障する会代表理事  
 梶野 光信 東京都教育庁地域教育支援部主任社会教育主事  
 志々田まなみ 国立教育委政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官  
 津田 英二 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授／神戸大学付属特別支援学校校長（座長）  
 平井 威 明星大学客員教授

## 審議経過

会議設置期間：令和2年8月13日から令和4年3月31日まで

令和2年	9月～11月	第1～2回：障害者の生涯学習活動を支える人材に関するアンケートの検討・実施
令和3年	3月～7月	第3～5回：障害者の生涯学習事例集の検討・執筆・編集
	9月～12月	第6～8回：障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する論点の整理・検討
令和4年	1月～3月	第9～10回：「議論のまとめ」の検討・調整
	3月25日（金）	「議論のまとめ」文部科学省HP公開

## 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ（概要）

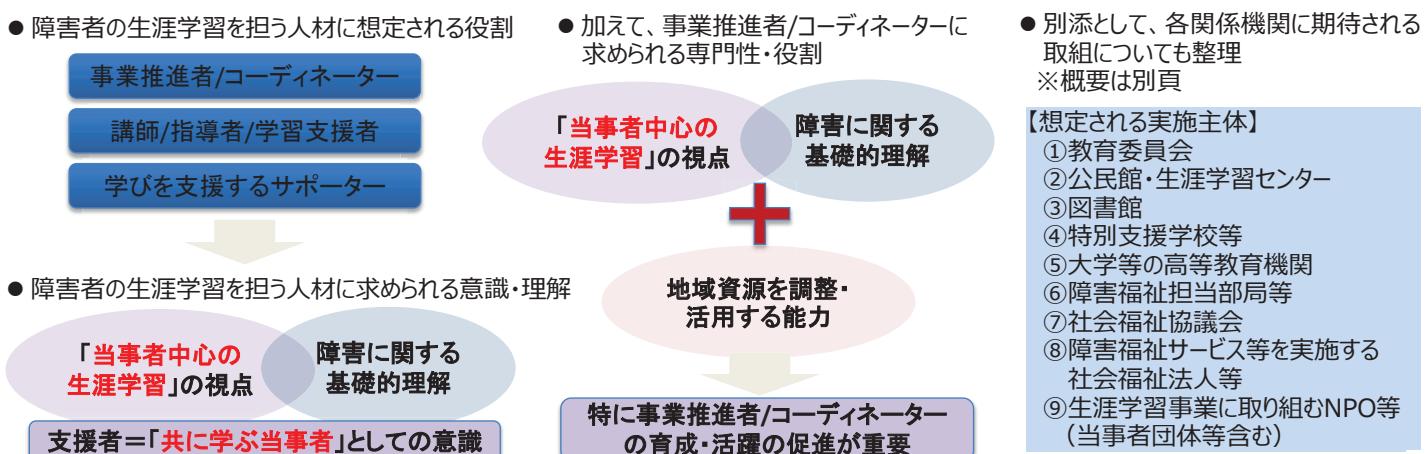


- 現状と課題**
- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
  - ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
  - ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。
- 検討事項**
- 今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策について検討整理。

### 1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成 ※概要是別頁

- 障害者の生涯学習支援の取組を進めるための、基本的な認識や知識、参考となる情報等をコンパクトにまとめるとともに、先進的な事例のエッセンスを紹介・共有するために作成。
- 地方公共団体を中心とした関係者が事例集等を参考しながら、域内における障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し、定着・発展させていか等について、検討を行うことを期待

### 2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理



### 3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

<b>①障害者の生涯学習の研修機会の充実</b>	<b>②社会教育主事講習の学修内容の充実</b>	<b>③社会教育士制度等による担い手育成</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県教育委員会で、市区町村の社会教育主事や公民館主事等の<b>社会教育関係職員の研修の充実</b></li> <li>●社会教育関係組織による研修実施、事例などの調査研究等の充実も期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生涯学習支援論」等を取り扱う学習課題として、「<b>障害者の生涯学習</b>」の位置付けを検討</li> <li>●<b>社会教育主事、社会教育士等の現職研修</b>における、「<b>障害者の生涯学習</b>」のテーマの取り扱いの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>障害福祉サービス関係者の障害者の生涯学習への理解</b>、地方自治体の教育部局と福祉等部局の連携・協働</li> <li>●社会教育主事講習や社会教育職員向け研修に、社会福祉関係職員の参加促進</li> </ul>
<b>④特別支援学校等教員に期待される役割</b>	<b>⑤大学の社会教育主事養成課程の充実</b>	<b>⑥障害者本人が担い手になる仕組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>教職員研修における障害者の生涯学習</b>を盛り込むことや、社会教育士称号取得の促進</li> <li>●<b>コミュニティスクール等の推進</b>による在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成、<b>退職教員の参画</b>に期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会教育実習」等を通じて、<b>学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進</b></li> <li>●<b>学生が障害者と共に学ぶ機会の充実</b>による、「<b>障害の社会モデル</b>」による障害理解等の普及に期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の生涯学習において、<b>障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になるための仕組み</b>の構築</li> <li>●障害者本人による担い手育成のため、障害者本人による<b>社会教育士の称号や司書資格の取得を促進</b></li> </ul>

### 4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

<b>①社会教育施策における重点化・明確化</b>	<b>②推進計画の策定と進捗状況の確認</b>	<b>③学びを担う人材の育成・確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育・生涯学習施策として障害者の生涯学習を明確に位置付け、<b>重点的に推進していく必要</b></li> <li>●国において、例えば、<b>社会教育法等の改正や社会教育の取組の指針の提示等</b>、継続的な検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>国の教育振興基本計画</b>や<b>障害者基本計画</b>等における位置付けや、地方自治体の計画に浸透させる取組</li> <li>●共生社会実現を目指した学習の充実や環境づくりなど、具体的な目標設定と進捗状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>地方自治体の職員等</b>に対する研修等の充実、<b>障害福祉サービス関係者への理解</b>、<b>特別支援学校や大学での取組</b>などに向けた障害者の生涯学習の<b>担い手育成</b></li> <li>●障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策を着実に実施</li> </ul>
<b>④モデル事業の今後の在り方の検討</b>	<b>⑤障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政事業レビュー公開プロセスにおける補助事業への転換の指摘や実践団体からの持続可能な制度への要望</li> <li>●モデル事業としての成果を広める方策や文化芸術・スポーツ等の関連施策の補助制度との役割分担の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>担い手の拡大と共生社会の実現</b>に向けた啓発の観点から、フォーラムなど各種取組を引き続き実施</li> <li>●取組に当たっては、<b>関係省庁との連携</b>、<b>メディア等の協力を得て周知</b>し、全国各地での啓発機会を充実</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <p><b>誰もが、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現</b></p>

## 地域コミュニティに着目した他省庁の施策

### (1) 厚生労働省

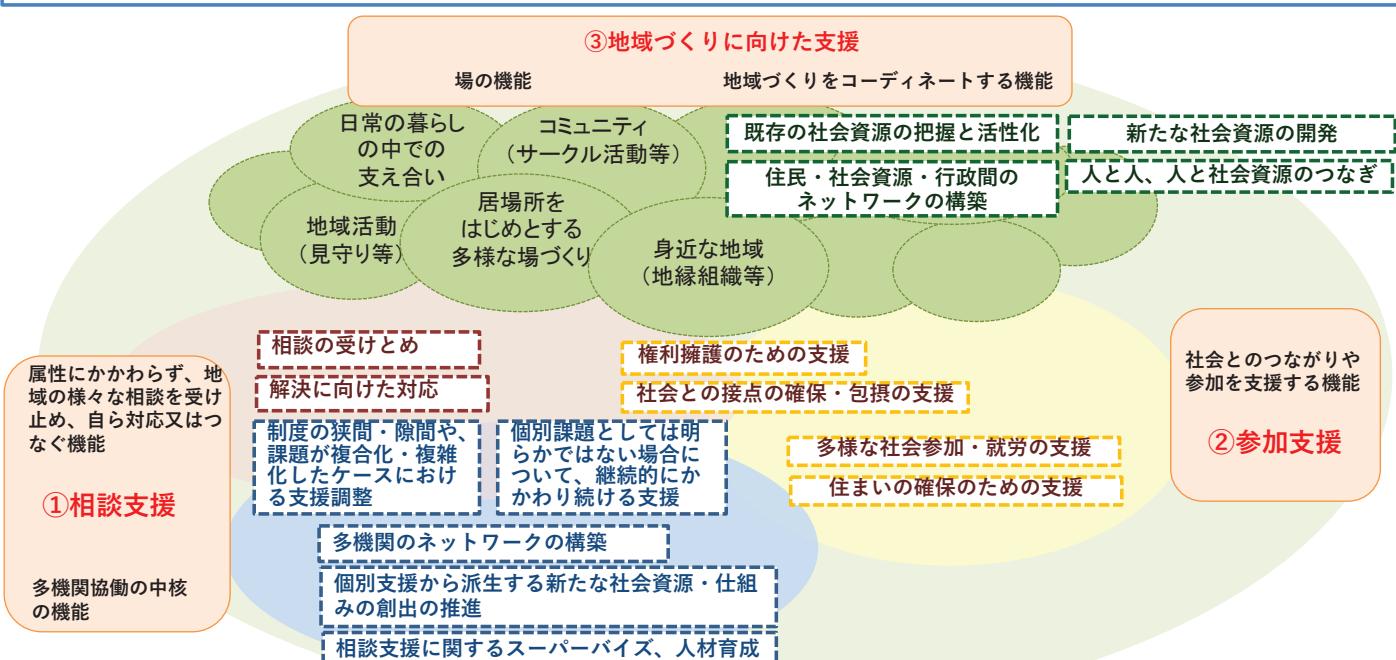
# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



## 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)  
②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)  
③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



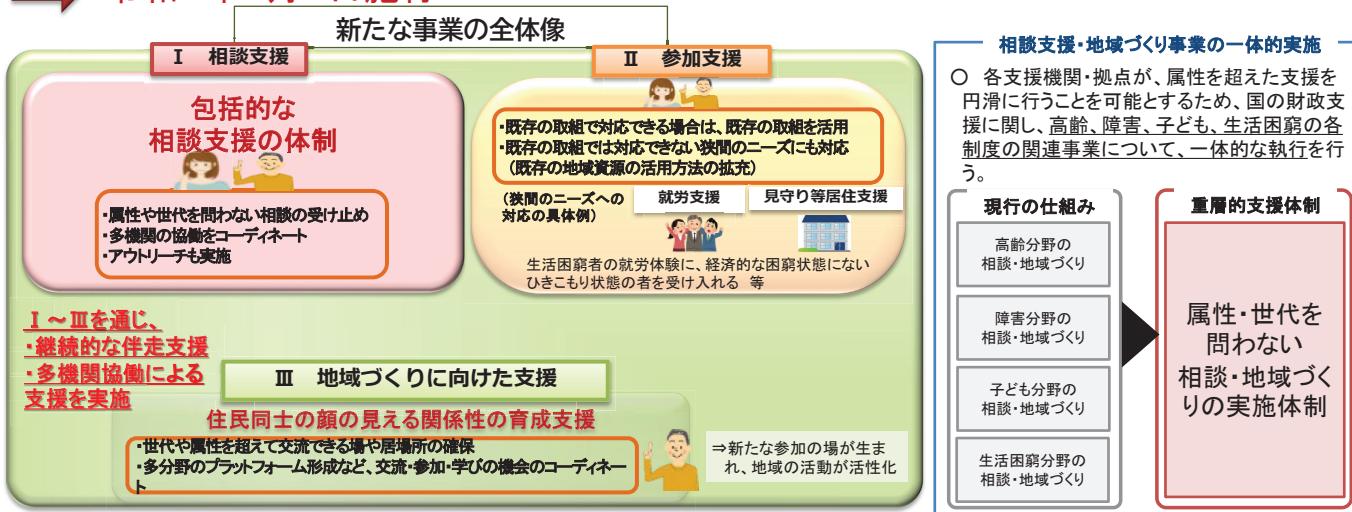
## 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業**を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I ~ IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

→ 令和3年4月1日施行



## 重層的支援体制整備事業とは（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	二		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	二		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン  
➢ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する各種通知や全国各地の取組事例等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく

The screenshot shows the homepage of the 'Regional Coexistence Society Portal Site'. At the top, there is a navigation bar with links: '地域共生社会とは', '取組事例', '地域共生社会の実現に向けた取組の経緯', '重層的支援体制整備事業について', '他分野との連携', and '関係規定 研修資料等'. Below the navigation bar, there are several images illustrating various aspects of regional coexistence, such as people working together on a project, children in yellow hats, and people holding plants. A central text box reads: '一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会へ'. At the bottom left, there is a 'New Information' section with a link to '2021年4月1日 地域共生社会のポータルサイトを公開しました'.

## 地域コミュニティに着目した他省庁の施策

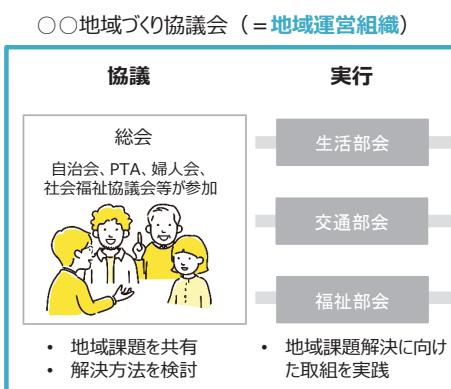
### (2) 総務省

## 地域運営組織について

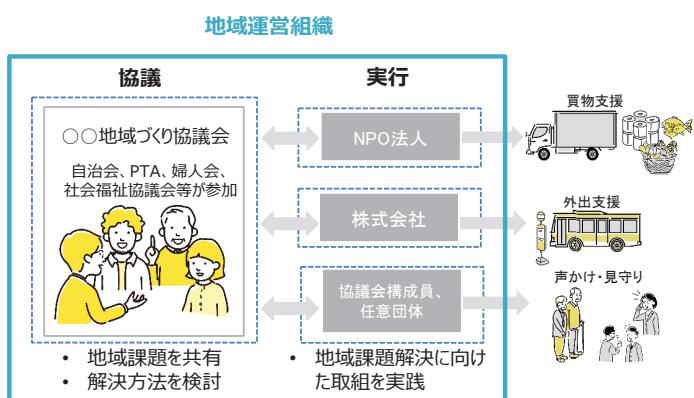
### 》 地域運営組織とは

- 地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある。

(一体型のイメージ)

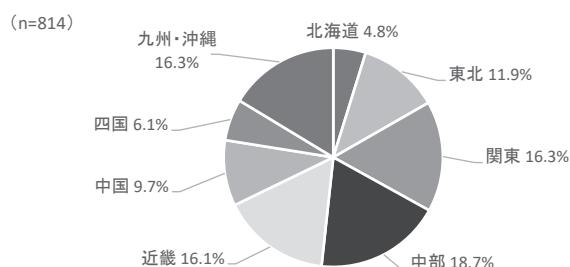


(分離型のイメージ)

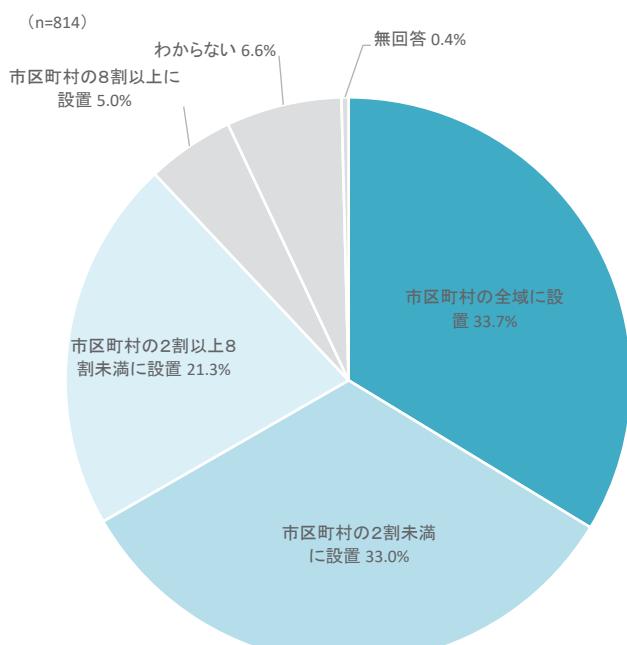


## 地域運営組織の設置状況

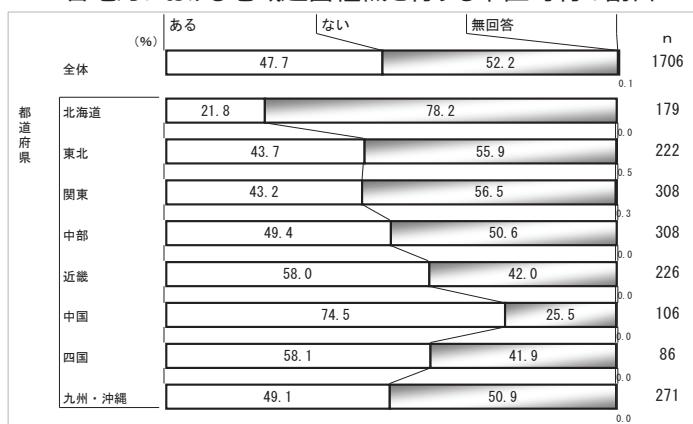
### ■ 地域運営組織を有する市区町村（814団体）の地方別分布



### ■ 地域運営組織を有する市区町村内における地域運営組織の設置状況



### ■ 各地方における地域運営組織を有する市区町村の割合



※令和3年度 総務省調査（市区町村対象：1,706市区町村が回答）

### 地方財政措置の概要

<令和4年度> ※下線箇所を追加

#### 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

##### (1) 地域運営組織の運営支援

① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税

② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

##### (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、

交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※1は、R3年度「地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置。措置率1/2・財政力補正

#### 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

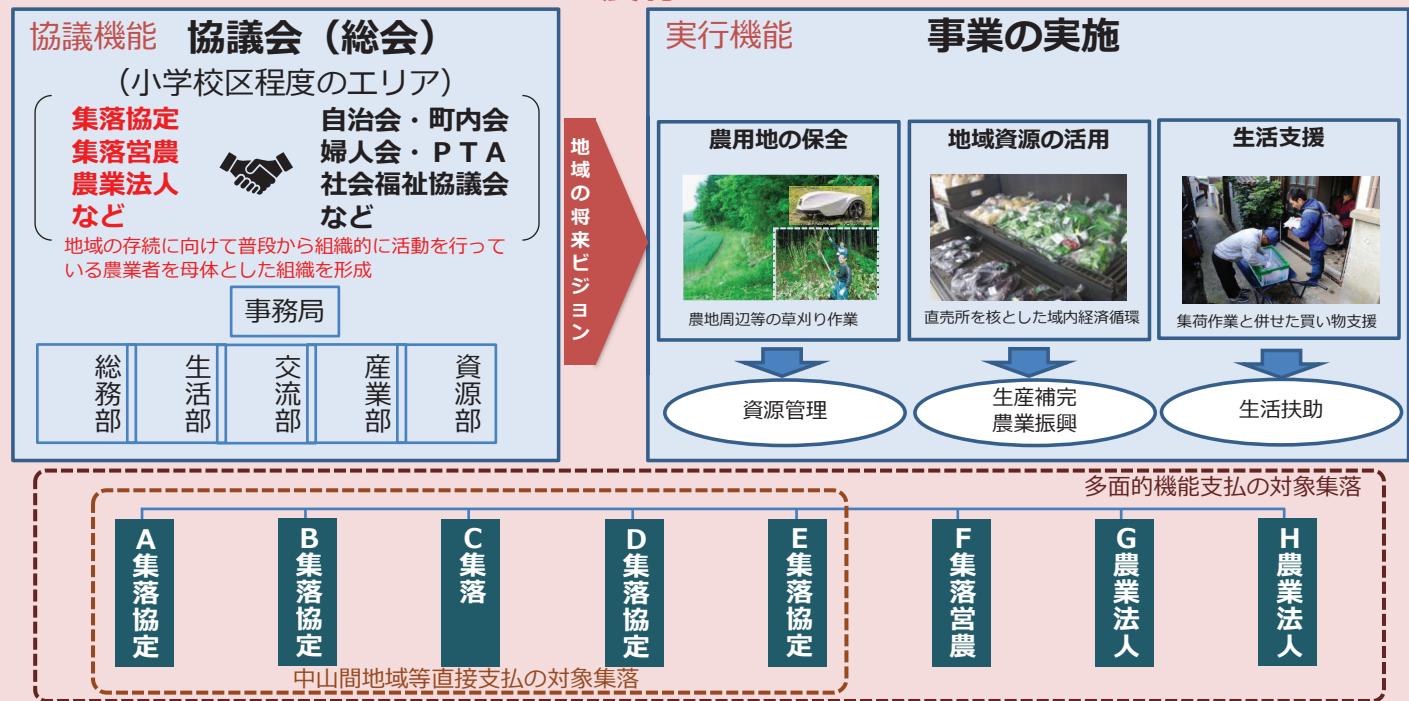
## 地域コミュニティに着目した他省庁の施策

### （3）農林水産省

## 中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

### 農村RMO※



### 中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

### 農村RMO形成推進に関する推進体制について

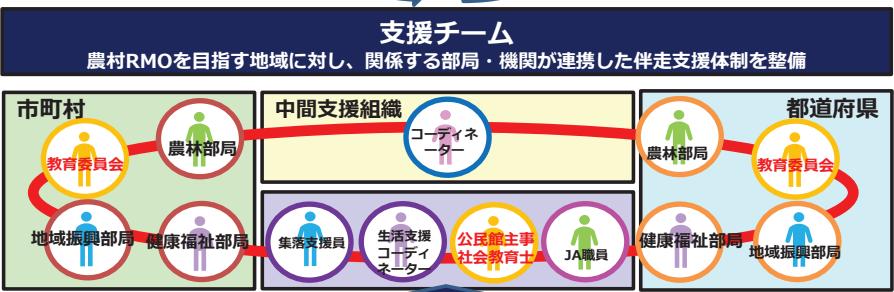
- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

#### 【地域レベル】



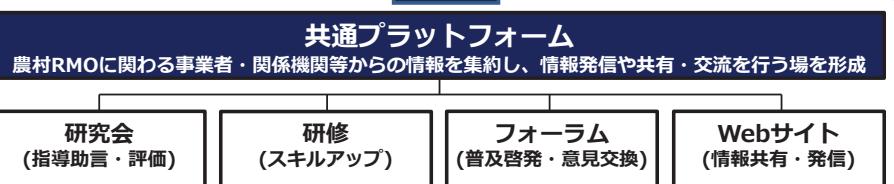
部局横断的な農村RMO支援チームを形成し、農村RMO形成の伴走を実践し、ノウハウを蓄積

#### 【県域レベル】



当該県におけるモデル的な農村RMOを形成し、横展開

#### 【全国レベル】



農村RMO形成のノウハウを蓄積し、全国にDNAを普及

## 公民館で行政に頼らないまちづくり～鹿児島県鹿屋市（やねだん）～

**行政に頼らないまちづくりの実践。自治会が様々な活動で自主財源を確保、独自の福祉や青少年育成に取り組んでいる。住民の参加意識も高く、地域再生への挑戦として注目されている。**

### ■ やねだんの概要

鹿児島県鹿屋市串良町柳谷（通称「やねだん」）にある、人口300人、65歳以上が4割という「過疎高齢化」の集落。自治公民館区が全て自力で、土着菌を活用した畜産ふん尿の悪臭除去などの環境対策や独居老人宅への緊急通報装置の設置、集落民の労働奉仕による自前の運動遊園や歴史資料館の建設、地域おこしや教育、福祉等へ活用するための自主財源確保のためのサツマイモ生産など集落民全員が活躍できる場を数多く設け、行政に極力頼らない独自の集落づくりを進めている。

### ■ 具体的な取組

#### ・自主財源の確保

「サツマイモを育てて、東京ドームにイチローを見に行こう」という高校生向けのイベントをきっかけに、住民を巻き込んだ本格的なサツマイモ作りを実施。サツマイモ作りの収益金は、初年度が27万円、3年目で63万円、5年目で90万円。化学肥料をやめ、土着菌に黒糖や米ぬかなどを混ぜた有機栽培を実施。

#### ・やねだんオリジナル商品づくり

サツマイモを原材料とした『やねだん焼酎』を年間1000本から作りはじめ、10年目で収益が500万円に。収益については、緊急警報装置や、シルバーカー、寺小屋、『住民全110世帯に1万円のボーナス支給』で還元。

#### ・迎賓館事業

空き家を整備し、迎賓館として、移住希望のアーティストを全国公募。「アーティスト村」へ転換させ、子供達に夢を与え、お年寄りに生きがいを与え、空き家の襖にはアートが描かれ、閉店したスーパーがギャラリーに変わり、笑顔の写真や子供達の作品が並ぶ。6年前から7人の芸術家が居住している。



焼酎

迎賓館第1号館

## 5 特定非営利活動法人 立野福祉会

障がい者就労トレーニングファームチャレンジ立野

視察受入れ：可 報道機関受入れ：可



地域の高齢化による労働力不足の解決に向け、就労継続支援B型事業所「障がい者就労トレーニングファームチャレンジ立野」を運営し、佐渡市内の障がい者を受け入れ、農作業や地域のボランティア活動に取り組む他、古民家を改修したカフェ「アートサロン和（やわらぎ）」に障がい者が制作した絵画や工芸品の展示、農産物や加工品の販売も行っている。

### 基本情報

- 所在地：新潟県佐渡市
- 団体名：特定非営利活動法人 立野福祉会
- 取組パターン：福祉完結型
- 選定表彰：
  - 平成26年 ぐっと賞（新潟NPO協会）
  - 平成30年 感謝状（立野集落）
  - ” ディスカバー農山漁村の宝 選定（北陸農政局）
- 主力商品・イベント：
  - 米（自然栽培）、採種かんらん（キャベツ）、米粉菓子（ビスコッティ）、あんぽ柿、佐渡番茶（焙じ茶）、花卉（アスター、寒菊）、黒豆（自然栽培）、とうもろこし

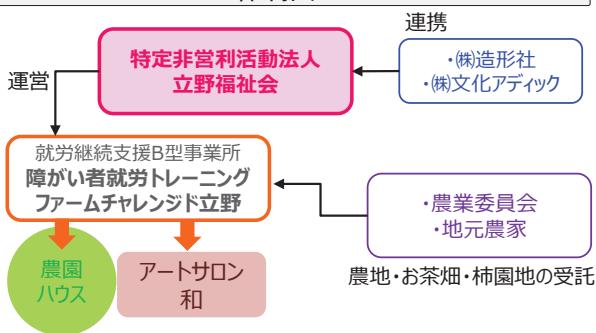
### 取組の概要

- 障がいの程度により、作業を切り出し、各人の適正に応じた工程を任せることで、効率化と障がい者のやりがいを創出している。
- 季節や天候に留意した作業内容や休憩時間等を取り入れることで、障がい者が働きやすい環境をつくり、就労人数の増加を図っている。
- かんらんやアサガオの採種、日本スイセンの球根栽培を取り入れ、工賃アップを図っている。



項目	単位	取組当初	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
障害者数	人	5	15	20	22	23	27
荒廃農地解消	a	8	11	11	14	24	27
工賃総額	千円	1,637	1,899	3,024	3,885	5,164	5,810

### 体制図



### 取組の成果

- 障がい者の活躍により、耕作放棄地の解消と地域農業の維持が図られている。
- 受託作業に取り組む障がい者は、月5～6万円の収入が得られている。
- 6ヶ月以上の一般就労に繋がった方は、現在6名となっている。
- アートサロン和の開設により、地域との交流、さらに地域外からの来訪者も増加し、地域活性化に繋がっている。

所在地▶新潟県佐渡市立野333番地

連絡先▶TEL:0259-67-7774 FAX: -

E-mail:challengedtateno@hitoxtoki.jp

ウェブサイト▶https://tateno-fukusikai.amebaownd.com/

## 【取組のプロセス】

